

2025 年（令和 7 年）4 月 1 日より

入院時の食事に係る標準負担額が改定されます



●入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

一般 (70 歳未満)	70 歳以上の 高齢者	標準負担額（1 食あたり）	
		令和 7 年 3 月 31 日まで	令和 7 年 4 月 1 日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	4 9 0 円	5 1 0 円
		特定難病患者・小児慢性特定疾病児童等・精神病床に 1 年以上超入院する患者	
		2 8 0 円	3 0 0 円
●低所得者 (住民税非課 税)	●低所得者 Ⅱ (※ 1)	過去 1 年間の入院期間が 9 0 日以内	
		2 3 0 円	2 4 0 円
		過去 1 年間の入院期間が 9 0 日超	
該当なし	●低所得者 Ⅰ (※ 2)	1 8 0 円	1 9 0 円
		1 1 0 円	1 1 0 円

※ 1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの
※ 2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者
※ 1・※ 2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

